

丸亀市民間危険ブロック塀等撤去補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における危険ブロック塀等の倒壊による事故を防止するとともに、緊急輸送道路や避難路の機能及び安全性を確保するため、市内にあり、道路等に面した民間の危険ブロック塀等の撤去を行う所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、丸亀市補助金等交付規則（平成17年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造又はコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造による塀（フェンスその他これらに類するものと混用の場合を含む。）及びこれらに付属する門柱をいう。

(2) 道路等 次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

ア 香川県が定める「香川県耐震改修促進計画（第二次計画）」で位置付けた避難や救援救護活動、緊急物資の輸送等の機能を確保する必要がある緊急輸送道路

イ 丸亀市地域防災計画で位置付けた避難路及び緊急輸送路

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路

エ 一般の用に供している不特定の者が通行する道、その他これらと同等と市長が認めたもの

(3) 危険ブロック塀等 道路等に面したブロック塀等で、補強コンクリートブロック造による塀は点検表（様式第1号）、それ以外の組積造による塀においては点検表（様式第2号）に従い点検した結果、不適合項目が1以上あり倒壊のおそれがあると判定されたものをいう。

(4) 撤去工事 県内に営業所を有する業者が、危険ブロック塀等の全部又は一部を取り除き処分し、ブロック塀等の安全性を向上させる工事をいう。

(補助対象危険ブロック塀等)

第 3 条 本補助金の交付の対象となる危険ブロック塀等（以下「補助対象危険ブロック塀等」という。）は、市内に存するもので、道路の接地面からブロック塀等の頂部までの高さが 120 センチメートルを超えるものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

（補助対象者）

第 4 条 本補助金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 補助対象危険ブロック塀等が設置されている土地の所有者、その土地に存する建築物の所有者又は補助対象危険ブロック塀等の所有者であって、当該補助対象危険ブロック塀等を撤去する者であること。

(2) 市税を滞納していないこと。

2 前項各号の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、市長が相当と認めた者を申請者とすることができる。

（補助対象事業費及び補助金の額）

第 5 条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、補助対象危険ブロック塀等の所有者等が実施する撤去工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

2 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。

(1) 補助対象事業費の額に 5 分の 4 を乗じて得た額

(2) 1 敷地あたり 16 万円

3 前項の規定により算出された補助金の交付額に、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 申請者は、補助対象危険ブロック塀等撤去に関する請負契約の締結前、かつ、撤去に着手する前に、丸亀市民間危険ブロック塀等撤去補助事業補助金交付申請書（様式第 3 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 現況写真（全景、前面道路、道路の接地面からの高さ及び劣化状況等が確認できるもの）

(3) 点検表（様式第 1 号又は様式第 2 号）

(4) 撤去工事に要する費用がわかる見積書の写し

- (5) 補助対象危険ブロック塀等の所有者であることが確認できる書類
- (6) 承諾書（所有者以外の者が申請する場合）
- (7) 委任状（申請者以外が申請事務を行う場合）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付申請は、同一敷地につき1回限りとする。

3 第1項の補助金交付申請書は、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。
(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定し、丸亀市民間危険ブロック塀等撤去補助事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付決定を受けて事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更する場合においては、交付申請に添付する書類のうち、内容に変更の生じるものを添えた丸亀市民間危険ブロック塀等撤去補助事業補助金交付変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更（補助金の額の算定に関わる変更や補助事業者の変更以外のものをいう。）はこの限りでない。

(2) 補助事業を中止する場合においては、あらかじめ丸亀市民間危険ブロック塀等撤去補助事業補助金交付中止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、第7条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、丸亀市民間危険ブロック塀等撤去補助事業補助金交付申請取下書（様式第7号）により、交付決定通知後15日以内に市長に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第 10 条 補助事業者は、事業が交付決定に付された期日までに完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、事業を完了したときは、当該事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日までに、丸亀市民間危険ブロック塀等撤去補助事業完了実績報告書（様式第 8 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、期日までに提出できないことについて、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

- (1) 工事請負契約書又は注文書・請書の写し
- (2) 撤去工事に要した費用の領収書の写し
- (3) 撤去状況写真（撤去前後及び撤去工事中の状況が確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第 12 条 市長は、前条の完了実績報告書を受領した場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査に基づき、報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を決定し、丸亀市民間危険ブロック塀等撤去補助事業補助金交付確定通知書（様式第 9 号）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、速やかに請求書（様式第 10 号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定による額の確定後、同条第 2 項の請求があった場合に、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。
- (5) この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- (6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 補助事業の遂行ができないとき。

2 市長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその旨及びその理由を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第 16 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は本市の関係職員にその物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

(書類の保管)

第 17 条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助対象事業等の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

様式第 1 号(第 2 条、第 6 条関係)

点検表

[別紙参照]

様式第 2 号(第 2 条、第 6 条関係)

点検表

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

補助金交付変更承認申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

補助金交付中止承認申請書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

補助金交付申請取下書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 11 条関係)

完了実績報告書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 12 条関係)

補助金交付確定通知書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 12 条関係)

請求書

[別紙参照]